

公益社団法人 埼玉県社会福祉士会

2025年度成年後見人材育成研修開催要項 対面開催

1. 研修目標 (1) 専門職後見人としての社会福祉士が身につけるべき知識・技術を修得し、権利擁護センターばあとなあにおける成年後見人としての一定の力量を確保すること。(※本研修の修了は、権利擁護センターばあとなあ後見人候補者名簿に登録し、受任できる者を養成する「名簿登録研修」の受講要件となります。)
- (2) 地域で相談援助にあたる者が、成年後見制度活用の知識、技術を修得すること。

2. 日 時
- | | | |
|-----|----------------|------------|
| 1日目 | 2025年 9月21日(日) | 9:30~18:10 |
| 2日目 | 2025年10月19日(日) | 9:30~17:10 |
| 3日目 | 2025年11月16日(日) | 9:30~17:20 |
| 4日目 | 2025年12月21日(日) | 9:30~16:10 |

※事務連絡等で終了時間が予定より遅くなる場合があります。

※その他、開催日時等変更が生じた場合はホームページに掲載致します。

3. 会場 さいたま市内(決定次第、受講者にはメール、ホームページ等でご案内致します)
- ※但し、感染状況をみて、Zoomでの開催に変更する場合がございます。

4. カリキュラム(予定) 別紙参照

(1) 講義・演習等: 4日間 23.5時間

(2) 事前課題: 指定する6課目は「事前課題」を提出して頂きます。

5. 受講対象 下記のいずれかの者で、「6. 受講要件」の全てを満たす者

- (1) 社会福祉士会の権利擁護センターばあとなあ成年後見人等候補者名簿登録を目指す者
- (2) 社会福祉士として地域で相談援助を行っている者

6. 受講要件 (1) 埼玉県在住、在勤の社会福祉士。または、本会と契約を交わした都道府県社会福祉士会(茨城県)に所属する社会福祉士。

(2) 次の要件のいずれかを満たす者

- 1) 日本社会福祉士会の基礎課程(基礎研修Ⅰ~Ⅲ)を修了済みである者
- 2) 旧生涯研修制度の共通研修課程を1回以上修了している者
- 3) 認定社会福祉士である者

(3) カリキュラムの全課程に出席できる者

(4) 本会の会長が成年後見活動に資すると認める者

7. 定員 48名(埼玉県42名、茨城県6名)

※なお、受講申込が一定数に満たない場合は、研修開催を中止することもあります。

8. 受講費 5万円(別途市販テキスト代、約14,000円が必要となります。)

※受講料は、申込締切後案内する本会指定『振込口座』にお振込み下さい。

※受講料は、主催者の責めに帰す事由がある場合以外、返還できません。

9. 受講者決定

申込期間内での先着順とし、受講予定者に通知、振込み確認後、正式に受講決定となります。

※定員に達し、申込期間内で締め切りになった場合は、ホームページ

(<https://saitama1717csw.jp/pages/82/>)に掲載致します。定員締め切りとホームページへの掲載に時間差が生じる可能性があります。締め切り後に申込された方については事務局よりご連絡致しますので、ご了承ください。

10. 申込後の連絡等

- ・受講通知は、5月末日までに申込者全員に書面でご連絡致します。
- ・受講費の納入後、受講決定通知、テキストの購入方法、事前課題をお送り致します。
- ・キャンセル等の扱いについては、受講通知にてご案内致します。

11. 修了要件 研修の修了には、次の基準を満たす必要があります。

- (1) カリキュラムで指定する全課目を全て受講すること
- (2) カリキュラムで指定する事前課題を期限までに全て提出すること
- (3) 修了評価で一定の水準を満たすこと
- (4) 遅刻・早退・途中退席がないこと

※以下の点にご注意ください。

- ・15分以上遅刻、早退、中座等不参加が確認された課目は欠席扱いとなります。
- ・受講決定通知書に同封された**最初の事前課題（課目1・4）は、カリキュラム初日より前に提出する必要があります。**締め切り日に間に合うようにご提出ください。
なお、応募後に連絡先等が変わった際は、すみやかにご連絡ください。

12. 研修単位について

- (1) 日本社会福祉士会の生涯研修制度においては、新生涯研修制度では専門課程の2単位となり、旧生涯研修制度では「専門分野別研修2単位」となります。
- (2) 本研修は、認定社会福祉士制度の研修として認証されています。
認証科目：後見制度の活用（成年）（分野専門/高齢分野、ソーシャルワーク機能別科目群）
単位数：2単位 認証番号：20170026
注：分野については、認定社会福祉の認定申請をするときに、自身の申請をしようとする分野の単位として扱うことができます。「後見制度の活用（成年）」は、高齢分野のほか、障害分野、医療分野、地域社会・多文化分野の認定申請者も各分野の単位として扱うことができます。

13. 主 催 公益社団法人埼玉県社会福祉士会

14. 申込方法 Google フォームに必要事項をご入力下さい。

申込期間：2025年4月2日（水）12：00 ～ 4月30日（水）12：00まで

※申込期間内でも、定員に達し次第、募集を締め切ります。

なお、募集締め切りについてはホームページにてご確認
いただくか事務局にお問い合わせください。

※2024年度基礎研修Ⅲを受講中の方は修了見込みで応募可。

申込みフォーム：<https://forms.gle/mYa7xDtSJDpgB4qd8>



問い合わせ先： 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 権利擁護センターばあとなあ埼玉事務局
埼玉県さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島103
Tel：048-857-1717 メールアドレス：p-info@saitama1717csw.jp